

【新設】（4月を超えない範囲内で提出期限の延長を受けることができる場合）

2-74 通算法人又は他の通算法人で、会計監査人を置いているものが、次のような定款の定めをしている場合には、法第75条の2第11項第1号《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定により読み替えて適用される同条第1項第1号に掲げる場合に該当する。ただし、事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日（以下2-74において「4月経過日」という。）までの間に定時株主総会が招集される場合は該当しない。

- (1) 定時株主総会を4月経過日後の一定の期間内に招集する旨の定め
- (2) 定時株主総会の議決権の基準日を事業年度終了の日の翌日から1月を経過した日以後の特定の日とする旨及び定時株主総会を当該基準日から3月以内に招集する旨の定め
 - ① 定時株主総会の議決権の基準日を定款に定めていない場合において、定時株主総会を基準日から3月以内に招集する旨を定款に定めているときは、法第75条の2第11項の規定により読み替えて適用される同条第1項第1号に掲げる場合に該当しないことに留意する。
 - 2 同条第11項の規定により読み替えて適用される同条第3項に規定する申請書の提出に当たり、定時株主総会を招集する時期が複数の月に及ぶなど定款の定めからは延長する月数が特定できない場合には、定時株主総会の招集時期が確認できる書類を当該申請書に添付する必要があることに留意する。

【解説】

- 1 単体納税制度における確定申告書の提出期限の延長の特例（法75の2、以下「本制度」という。）については、法人が会計監査人を置いており、かつ、定款の定めによりその事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から3月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は、4月を超えない範囲内で税務署長が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長を受けることができることとされている（法75の2①一）。
- 2 これを受けて、法人税基本通達17-1-4の3《4月を超えない範囲内で提出期限の延長を受けることができる場合》では、どのような定款の定めをしている法人が上記1によりこの延長の特例を受けることができるかについて、一般に事業年度終了の日の翌日から3月以内に定時株主総会が招集されない常況にあると考えられる次の(1)及び(2)の2つのケースを本文並びに(1)及び(2)で例示することにより明らかにするとともに、このようなケースに該当しても実際には事業年度終了の日の翌日から3月を経過する日までの間に定時株主総会を招集している法人は、3月以内に定時株主総会が招集されない常況にあるとは認められないこととなるため、提出期限の延長は認められないことを、そのただし書で明らかにしている。
 - (1) 定時株主総会を事業年度終了の日の翌日から3月を経過する日後の一定の期間内に招集する旨の定め

- (2) 定時株主総会の議決権の基準日を事業年度終了の日の翌日以後の特定の日とする旨及び定時株主総会を当該基準日から3月以内に招集する旨の定め
また、同通達の注書では、次の(3)及び(4)のことを留意的に明らかにしている。
- (3) 法人の定款に定時株主総会を基準日から3月以内に招集する旨を定めているものの、その基準日が定款において定められていない場合には、定款の定めだけでは定時株主総会の招集時期が特定できないため、この延長の特例が受けられないこと（注書1）。
- (4) この延長の特例の適用を受けるためには、納税地の所轄税務署長に対し、その確定申告書に係る事業年度終了の日までに、定款の定め、延長月数の指定を受けようとする場合はその延長月数などのほか法人税法施行規則第36条の2《確定申告書の提出期限の延長の特例の申請書の記載事項》に規定する事項を記載した申請書を提出する必要があるが（法75の2①③）、定時株主総会を招集する期間が複数の月に及ぶなど定款の定めからは延長する月数が特定できない場合には、定時株主総会の招集時期が確認できる書類をその申請書に添付する必要があること（注書2）。
- 3 グループ通算制度における本制度についても、定時株主総会が招集されない期間が事業年度終了の日の翌日から3月以内ではなく連結納税制度と同様に4月以内の場合とされている点などを除き、上記1の単体納税制度と同様の取扱いとされているところ、単体納税制度適用法人に係る上記2の通達で定める取扱いも、グループ通算制度適用法人に同様に当てはまることになる。本通達において、このことを明らかにしている。
- なお、本通達では、グループ通算制度適用法人が本制度を適用するに当たり必要な法令上の所要の読替えを反映するなどの所要の書き振りの変更を行っている。